

就労訓練事業「中間的就労」の 認定にあたって



就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)とは?

一般就労(一般労働市場における自律的な労働)と、いわゆる福祉的就労(障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業等)との間に位置する就労(雇用契約に基づく労働および一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの)形態として位置付けられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもので、「生活困窮者自立支援法」に規定されております。

当該事業は、民間事業者の自主事業として進められるものであり、社会貢献活動という側面がある一方で、現在人員の足りていないさまざまな職種における人材確保に繋げることができます。



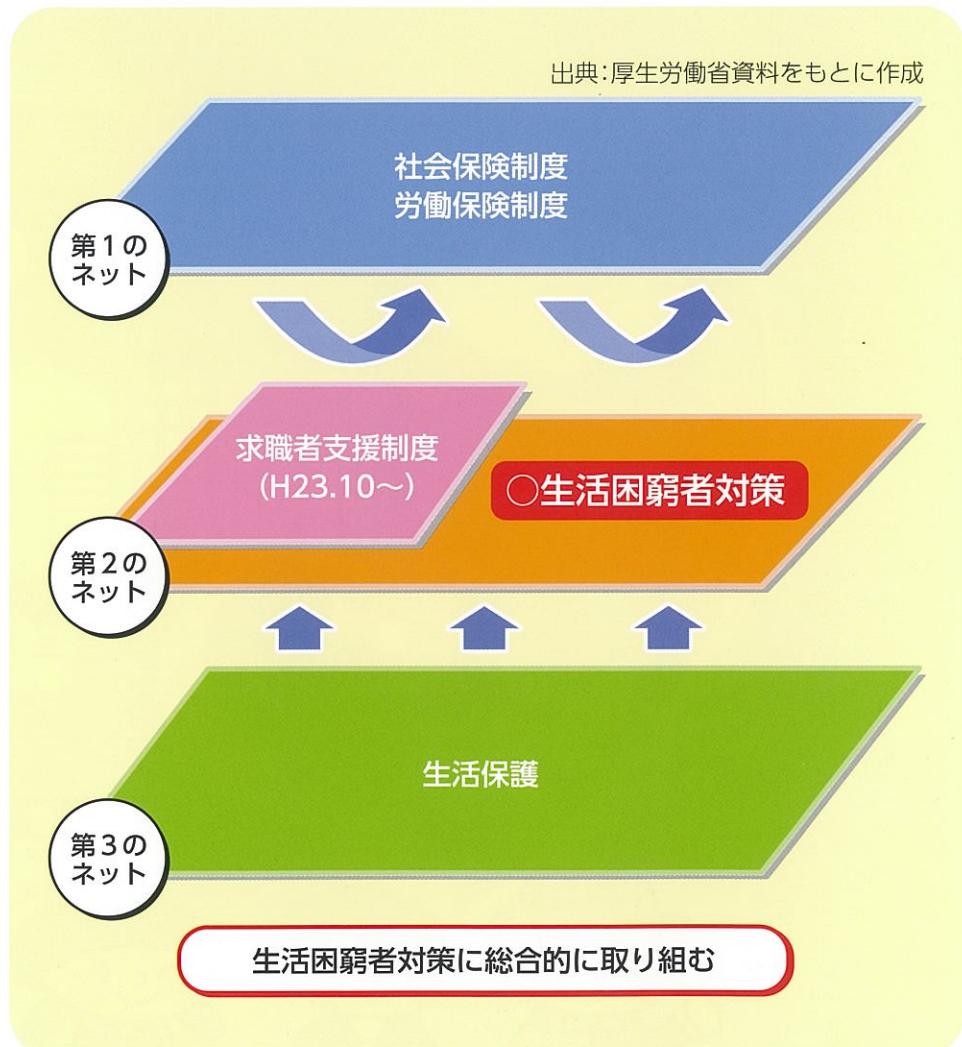
「生活困窮者自立支援法」とは?

1.制度の概要

生活困窮者自立支援法は、平成25年12月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。この法律は、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としております。

これまでの日本社会は、安定的な雇用を土台とした「第一のセーフティネット」が機能し、最終的には、「第三のセーフティネット」である生活保護制度が国民に安心を提供してきました。しかし、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮者や生活保護受給者の増大により、国民生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっていました。

本制度は、これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第二のセーフティネット」を拡充するものです。



2.制度における就労訓練事業の位置付け

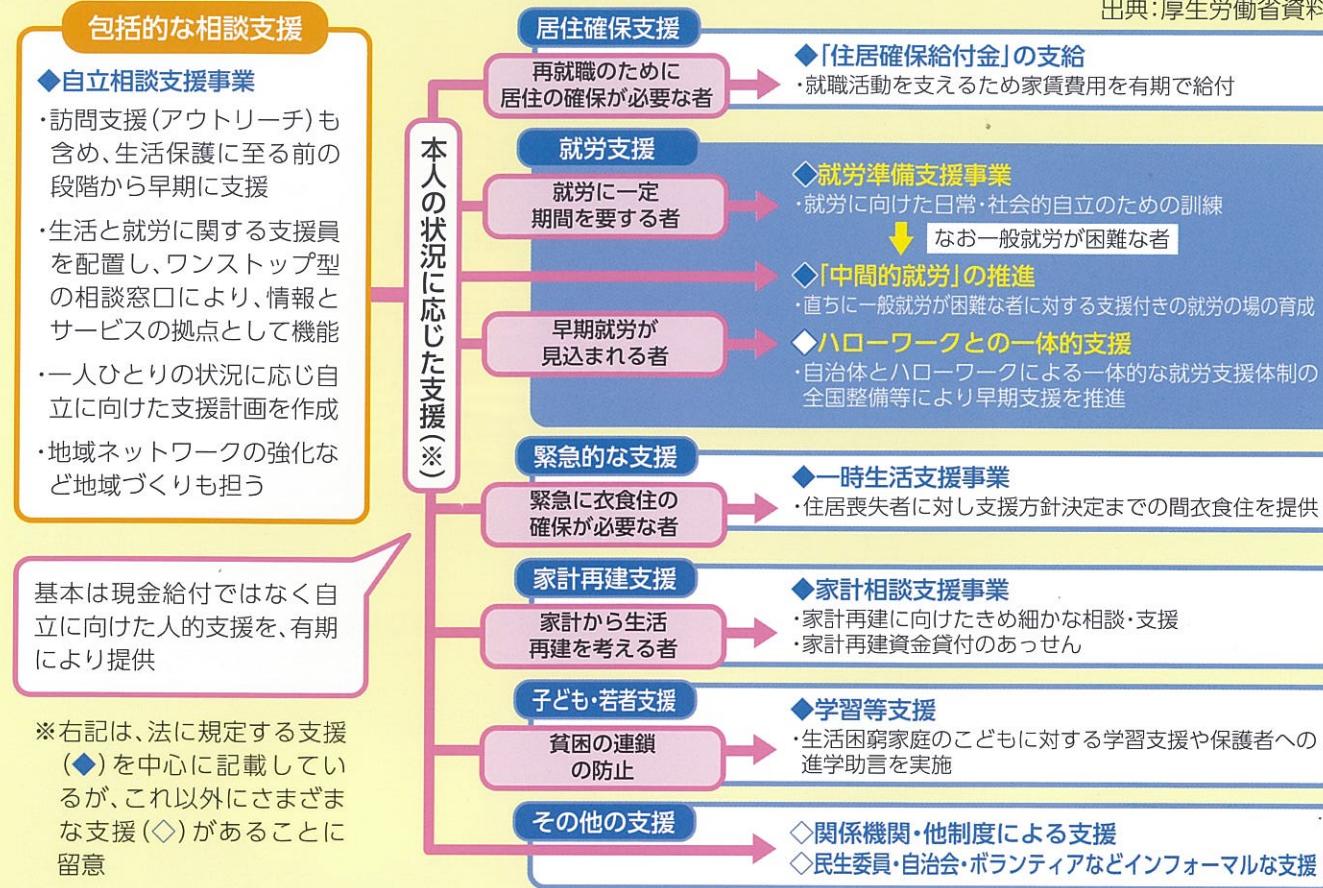
当制度では、生活困窮者一人ひとりの状況に応じ、住居確保給付金の支給や就労支援等の法に基づく支援を実施する他、他制度の活用や関係機関と連携したさまざまな支援を包括的かつ継続的に実施していきます。

就労訓練事業(中間的就労)は、当制度における就労支援の一つで、自立相談支援事業の実施機関におけるアセスメントにおいて、就労訓練事業の実施が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者に対して、支援付きの就業の機会の提供などを行います。



新たな生活困窮者自立支援制度

出典：厚生労働省資料



就労訓練事業(中間的就労)の対象となる人はどんな人?

就労訓練事業の対象となる者は、以下の①および②のいずれも満たす者となります。

- ①自立相談支援事業の実施機関におけるアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者。
- ②行政(福祉事務所設置自治体)による支援決定を受けた者。



就労訓練事業を実施するには?

生活困窮者自立支援法に基づき、沖縄県または那覇市の認定を受ける必要があります。

(認定基準)

1. 法人格を有すること。
2. 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
3. 自立相談支援事業の実施機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
4. 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
5. 生活困窮者自立支援法施行規則第21条第1項第1号ホ(1)から(9)のいずれにも該当しない者であること。
6. 7に掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
7. 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ①利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - ②利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ③自立相談支援事業の実施機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - ④①から③までに掲げるもののほか、利用者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。
8. 利用者(非雇用型)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。
9. 事業(非雇用型)の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。



〈生活困窮者が就労訓練事業を受けるまでの主な流れ〉



就労訓練事業(中間的就労)の認定に係る問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 098-866-2177